

税務かわらBAN

新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

朝晩の気温が下がってきました。秋ですね。

今日は、「毎月の業績を正しくつかむ!④」と

「所得税確定申告の準備はお早めに」です。

損益分岐点売上高という指標の

ご紹介です。自社の売上目標を

立てるときに、この指標を活用すると

数字への理解が深まります。

発信 26年11月4日

年調チェックリストの回収を早めにお願いたします。

税務かわらBAN

新美税務会計事務所

〒475-0921 半田市天神町15-2 TEL (0569)21-7600 FAX (0569)21-7650

今月のことは

リスクを取る経営こそ
革新の源泉だ

コリン・アングル
(アイロボット社CEO)

会 計	毎月の業績を正しくつかむ! ④	2
年末調整	「扶養控除等(異動)申告書」などの記載上の注意点	4
経 営	今年1年の経営を振り返ってみよう	6
確定申告	所得税確定申告の準備はお早めに	7
コラム	地方自治体を応援する ふるさと納税の使い道	8

表紙 12月20日に開業100周年を迎える東京駅(東京都)

東京駅(丸の内駅舎)は、一昨年、戦災で焼失していた南北の丸いドームと3階部分が創建時の姿に復元された。開業当時から5・6番線ホームに立つ柱は、来春に役目を終える。

12

平成26年



毎月の業績を正しくつかむ! ④

～ 損益分岐点売上高 ～

変動損益計算書は、経営に役立つ様々な業績数値を把握することができます。その一つとして「損益分岐点売上高」があります。損益分岐点売上高がわかると、経営に大いに役立ちます。

損益がトントンになる売上高



所長

月次決算での業績把握に変動損益計算書を活用していますか (図表1)。

図表1 変動損益計算書

売上高	売上の増減に伴って増減する費用
- 変動費	
限界利益	売上の増減に関係なく発生する費用
- 固定費	
経常利益	



畑楽

ええ、いつも、業績判断に役立っています。今年は去年と比べて固定費が増加しているので、その原因を調べているところです。



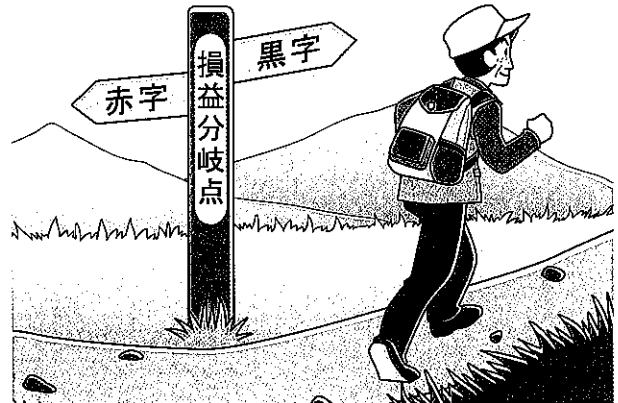
固定費が増えたら、損益分岐点売上高も上がりますので、注意してくださいね。



何ですか、その損益分岐点売上高というのは……。



損益がトントン、つまり経常利益がゼロになる売上高のことです。図表を使って説明してみましょう (図表2)。



損益分岐点売上高を活用する



損益分岐点売上高は、どうすれば求めることができるのですか。



そば屋さんを例にして、説明してみましょう (設例参照)。

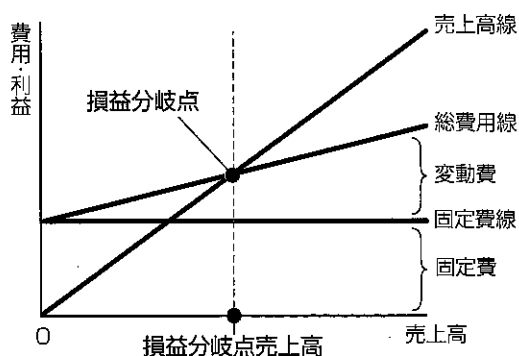
設例 あるそば屋さんの1か月のデータ

売上高	200万円 (1杯500円×4,000杯)
変動費	120万円 (1杯300円×4,000杯)
限界利益	80万円 (限界利益率40%*)
固定費	60万円
経常利益	20万円

* 限界利益÷売上高

このそば屋の損益分岐点売上高は、次の計算式によって求めることができます。

図表2 損益分岐点売上高を図表で表す



タテ軸を費用、ヨコ軸を売上高とすると、固定費は売上に関係なく発生する費用なので、ヨコ軸と平行な線(青色の線: 固定費線)になります。固定費の上に乗せた変動費を表す斜線が総費用(緑色の線: 総費用線)を表します。売上高を表す対角線(赤色の線: 売上高線)と総費用の交点を損益分岐点といい、このときの売上高が損益分岐点売上高になります。

実際の売上高が損益分岐点売上高より上になれば利益を表し(水色部分)、下になれば損失を表します(黄色部分)。

●損益分岐点売上高を求める計算式

$$\text{損益分岐点売上高} = \text{固定費} \div \text{限界利益率} \\ = 60\text{万円} \div 40\% = 150\text{万円}$$

計算すると、損益分岐点売上高は150万円になります。そばの数量で見れば、1杯500円ですから、1か月3,000杯になります。

損益分岐点売上高の考え方を応用すると、目標利益を達成する売上高などを求めることができるので、売上計画の作成などに役立ちます。



よくわかりました。損益分岐点売上高を参考に売上目標を検討します。

参考

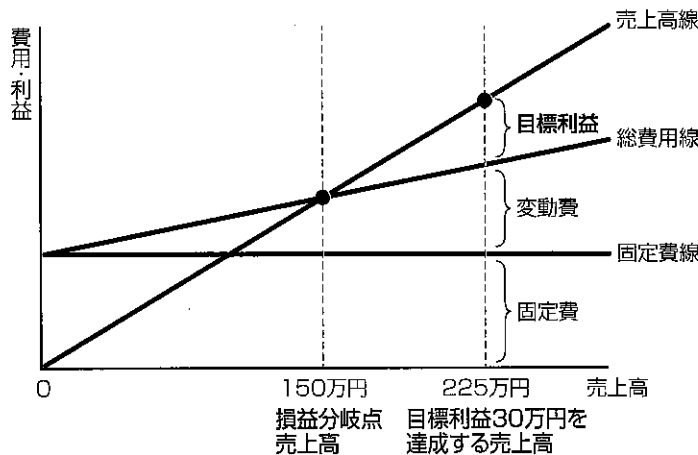
1

前述のそば屋さんが、毎月20万円の経常利益を30万円にするには、1杯500円(現在4,000杯)のそばを何杯売ればいいのか?

計算式 目標利益を達成する売上高 = (固定費 + 目標利益) ÷ 限界利益率

$$(\text{固定費}60\text{万円} + \text{目標利益}30\text{万円}) \div \text{限界利益率}40\% = 225\text{万円}$$

$$\bullet 225\text{万円} \div 1\text{杯}500\text{円} = 4,500\text{杯} \rightarrow \text{販売目標は、}4,500\text{杯}$$



2

人件費や経費の値上がりで固定費(現在60万円)が10万円増加すると損益分岐点売上高はいくらになるか?

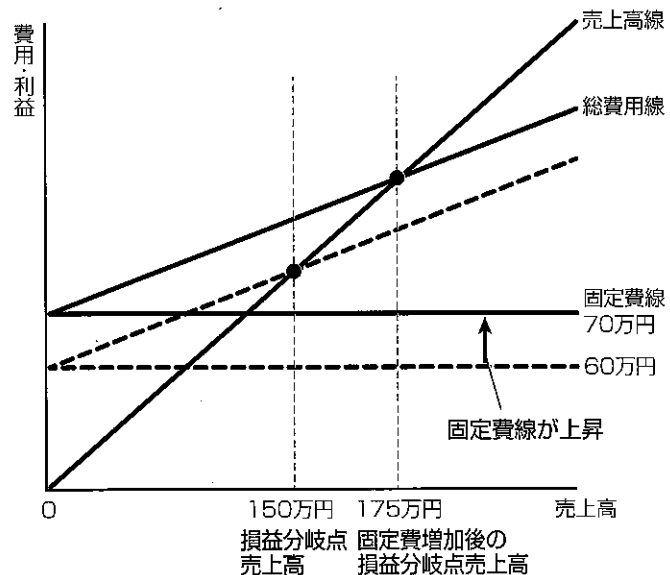
固定費が増加したときの損益分岐点売上高 = (固定費 + 増加固定費) ÷ 限界利益率

$$(\text{固定費}60\text{万円} + \text{増加固定費}10\text{万円}) \div \text{限界利益率}40\% = 175\text{万円}$$

$$\bullet 175\text{万円} \div 1\text{杯}500\text{円} = 3,500\text{杯}$$

→損益分岐点売上高の販売数量は、3,500杯です。

したがって、黒字を出すには、175万円(3,500杯)超の売上が必要で。



「扶養控除等(異動)申告書」などの記載上の注意点

「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書」は、従業員が配偶者控除や扶養控除、障害者控除、保険料控除などを受けるための申告書ですが、記載間違いや記入ミスがあると正しい計算を行うことができません。以下の記載上の注意ポイントを社員によく説明して正しく記載してもらいましょう。

「扶養控除等(異動)申告書」記載上の注意ポイント

ポイント① 16歳未満の子供(扶養親族)は申告書下段の「住民税に関する事項」欄に記載する

「A 控除対象配偶者」欄又は「B 控除対象扶養親族」欄に、配偶者又は扶養親族の氏名、続柄、生年月日を漏れなく記載します(図表1-①)。ただし、満16歳未満の子供(扶養親族)に対する扶養控除は平成23年に廃止されているので、「控除対象扶養親族」欄ではなく申告書の下段の「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄に記載します。記入漏れのないよう注意しましょう(図表1-②)。

ポイント② 扶養親族等の収入をよく確認し漏れなく「所得金額」を記載する

控除対象配偶者や控除対象扶養親族の欄の「所得の見積額」欄には、パート・アルバイト及び年金などの所得がある場合に、1年間の「所得の見積額」を記載しますが、所得があるにもかかわらず記載が漏れていることがあります。なお記載するのは、「収入金額」ではなく「所得金額」であることに注意しましょう(図表1-③)。

※「所得金額」とは、収入から必要経費(給与の場合は給与所得控除額)を差し引いたものです。配偶者の年収がパート収入のみの場合、1年間の年収額(税金や社会保険料等を差し引く前の金額)から65万円を控除した金額を記載してもらいましょう。

ポイント③ 扶養親族が70歳以上の父母等の場合は「同居老親等」又は「その他」のいずれかに「○」を付ける

70歳以上の父母・祖父母等を扶養している場合、「同居老親等」又は「その他」のどちらかを「○」で囲みます(図表1-④)。

※「同居老親等」とは、満70歳以上の扶養親族のうち本人又はその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で常に同居している人をいいます。常に同居している老親等が病気で入院し別居になった場合でも同居老親等に該当しますが、老人ホーム等に入所している場合は該当しません。なお、本年中に扶養親族が亡くなった場合でも扶養控除の対象になります。

ポイント④ 障害者控除・寡婦控除等を受けられる場合は、漏れなく記載する

本人が障害者、あるいは障害者を扶養していると、障害者控除の対象になります。「C 障害者、寡婦等」欄の「左記の内容」欄に障害者手帳の種類、障害の等級、状況などを漏れなく記載します。

夫(妻)と死別あるいは離婚し、その後も婚姻していない人や、夫(妻)の生死が明らかでない人は、一定の条件のもと寡婦(夫)控除が受けられる場合があります。該当する場合は記入しましょう(図表1-⑤)。

図表1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記載例

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、2が所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1が所以上しか提出することができません。

所轄税務局長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社市ヶ谷商事	(フリガナ)あなたの氏名 鈴木太郎	スズキタロウ 鈴木太郎	世帯主の氏名 鈴木太郎	扶
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区九段〇-〇	生年月日 38年 8月 10日	あなたの住所又は居所 東京都中野区中野△-〇	あなたの氏名 本人	控除を受ける給与について 控除されている場合は、この欄に記入してください。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(第21.1.1項)	特定扶養親族(第5.1.2項(平9.1.18))	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	鈴木洋子	妻	41.11.7			東京都中野区中野△-〇	0円	
B 扶養親族(16歳以上)(平12.1.18項)	1 子	子	10.3.30			〃	0	
	2 母	母	12.5.8			〃	300,000	
	3							
	4							
	5							

① 解説者 本人 控除対象配偶者 扶養親族

② 主たる給与と控除を受ける

③ 異動月日及び事由

④ 住所又は居所

⑤ 異動月日及び事由

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者氏名	あなたの続柄	住所又は居所
鈴木花	妻		東京都中野区中野△-〇				

この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成26年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

「主たる給与」とは、この申告書提出した給与の支払者から受ける給与をいいます。

控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に〇印を付けてください。

控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が高齢者親等と該当するときは同欄の「高齢者親等」の文字を、同居者親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を〇で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、該当する場合は同欄の〇印を付けてください。

この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

〇住民税に申告事項

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
鈴木勝	子	13.10.15	東京都中野区中野△-〇	0円	

「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第37条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

*平成27年分の「扶養控除等(異動)申告書」は来年の最初の給与を支払う前までに提出してもらいますが、来年1月からの平成27年分の源泉徴収事務に必要な書類のため、一般的に年末調整の際に提出してもらいます。

「保険料控除申告書」記載上の注意ポイント

ポイント1 契約している生命保険が新制度か旧制度かの区分を正しく記載する

生命保険料控除では「一般の生命保険」「介護医療保険」「個人年金」の3種類になっているので、それぞれ正しく記載します。その際、適用制度(新制度又は旧制度)を確認して「新・旧の区分」欄の「新」又は「旧」のいずれかに「〇」を必ず付けるようにします。

ポイント2 保険金等の受取人の氏名や続柄なども漏れなく記載する

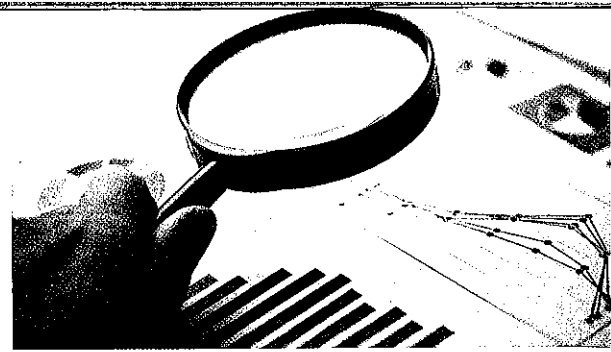
「保険等の契約者の氏名」のみならず「保険金等の受取人」の「氏名」や「続柄」なども記入します。親族等が契約した生命保険で

あっても、本人が保険料を負担している場合は控除の対象になります(ただし、本人またはその配偶者や親族が保険金の受取人になっているものに限る)。

ポイント3 保険料等の金額は本年1年間に支払った金額を記載する

保険料控除申告書には、「本年中に支払った保険料等の金額」となっているので、12月までに支払った金額から割戻金等を差し引いた金額を記載します。保険会社によっては多少表現が異なります。例えば、保険会社の控除証明書の証明金額が「証明書発行時に支払われた金額」などとなっていることあるので、よく確認し、正しく記載します。

今年1年の経営を振り返ってみよう



早いもので、平成26年も師走を迎えました。今年は、消費税の増税、円安による電気代や原材料価格等の上昇など、中小企業にとって、景気回復を実感しにくい年ではなかったでしょうか。そのような中で、自社のこの1年を振り返って、売上や利益を点検し、来年の目標や行動を考える参考にしましょう。

1 売上について

① 昨年の売上と比べて……

(良かった 変わらない 良くなかった)

② 売上目標、経営計画の数値と比べて……

(良かった 目標どおり 良くなかった)

【その理由を考えてみよう】

今年1年の売上の結果は、販売数量の増減によるものなのか、販売価格の変化によるものなのか等、その理由を考えてみましょう。

売上増減の原因の例

- 消費税の増税が影響した
- 売れ筋商品に変化があった
- 主力商品の販売が伸びた (落ち込んだ)
- 価格を改定 (値下げ・値上げ) した
- 大口取引が増えた (減った)
- 異常気象、クレーム、流行、風評など特殊な事情の影響があった 等々

限界利益率が下がった原因の例

- 競争があり、価格を下げた
- 値引販売が増えた
- 消費税を転嫁できなかった
- 原材料や燃料の値上がり
- コスト削減が限界にきている
- 外注費が増えた
- 不良品やロスが増えた 等々

3 固定費について

① 昨年の固定費と比べて……

(減少した 変わらない 増加した)

② 経営計画の数値と比べて……

(良かった 目標どおり 良くなかった)

【その理由を考えてみよう】

固定費は、人件費や地代家賃、減価償却費、支払利息、その他の経費など、売上の増減にかかわらず発生する費用です。その増加は利益を減少させる要因になります。

固定費が増加する原因の例

- 不要あるいは休止している設備の維持管理に費用がかかった
- 新たな設備を導入した
- 人件費が増えた
- 電気代等の諸経費の値上がり
- 交際費・広告費・交通費が増えた 等々

2 限界利益率について

① 昨年の限界利益率と比べて……

(上がった 変わらない 下がった)

② 経営計画の数値と比べて……

(良かった 目標どおり 良くなかった)

【その理由を考えてみよう】

限界利益率の上昇は、企業努力で儲けが増えたことであり、反対に下降は、様々な要因による変動費の上昇などを意味します。

特に今年は、消費税の価格転嫁の問題や原材料価格の上昇など限界利益率の低下をもたらす諸事情がありましたが、その他の要因はなかったでしょうか。

4 来年の戦略と目標を立てよう

売上や利益の変化の要因分析をしっかりと行うほど、来年の経営戦略や具体的な目標設定(経営計画)がより理にかなったものになります。

所得税確定申告の準備はお早めに

年が明けると所得税の確定申告があります。チェックリストで早めに準備をしましょう。

(1) 収入（所得）についての確認事項と必要書類等		
<input type="checkbox"/> 事業による収入はありましたか？ (個人事業者の方)	<input type="checkbox"/> 現金出納帳等の会計帳簿、通帳、青色事業専従者給与の届出書 <input type="checkbox"/> 売上についての資料（請求書控、売上日報、支払調書など） <input type="checkbox"/> 経費についての資料（領収書、請求書、カードの利用明細など） <input type="checkbox"/> 固定資産の取得についての資料 <input type="checkbox"/> 12月31日時点の売掛金・買掛金・未払費用の残高の明細書等 <input type="checkbox"/> 自家消費や家事関連費の明細書（売値・仕入値が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 棚卸表（税抜・税込の別を記入）	
<input type="checkbox"/> 地代・家賃等の不動産賃貸収入はありましたか？	<input type="checkbox"/> 会計帳簿（簡易帳簿含む）、賃貸不動産の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 収入についての資料（賃貸借契約書、収入管理表など） <input type="checkbox"/> 経費についての資料（水道光熱費等の領収書、修繕時の請求書・領収書、固定資産税納付書、建物の損害保険の領収書など） <input type="checkbox"/> 固定資産の取得についての資料	
<input type="checkbox"/> 同族会社からの貸付金利息・家賃収入はありましたか？	<input type="checkbox"/> 平成26年中に受けた貸付金利息や家賃の明細がわかるもの	
<input type="checkbox"/> 給与による収入はありましたか？	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票	
<input type="checkbox"/> 年金を受け取りましたか？ (申告不要な場合あり)	<input type="checkbox"/> 公的年金（国民年金、厚生年金）等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 個人年金型保険の支払明細書	
<input type="checkbox"/> 株式配当による収入、FX取引・外貨預金の為替差損益はありましたか？	<input type="checkbox"/> 配当金の支払通知書（配当金計算書） <input type="checkbox"/> 取引報告書など為替差損益の明細がわかる書類	
<input type="checkbox"/> 株式等を売却しましたか？ (申告不要な場合あり)	<input type="checkbox"/> (上場株式) 株式の特定口座年間取引報告書等 <input type="checkbox"/> (非上場株式) 売買契約書、譲渡株式の取得価額がわかる資料	
<input type="checkbox"/> 満期保険金等を受け取りましたか？	<input type="checkbox"/> 保険会社から送られてきた計算明細書など	
<input type="checkbox"/> 土地・建物など資産を売却（譲渡）しましたか？	<input type="checkbox"/> 購入時と売却時の売買契約書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 仲介手数料など、売却（譲渡）時にかかった費用の領収書等	
(2) 控除についての確認事項や必要書類等		
<input type="checkbox"/> 配偶者や扶養親族はいますか？	<input type="checkbox"/> 配偶者・親族の氏名・生年月日等を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 障害者手帳や市町村等が発行する障害者控除対象者認定書	
<input type="checkbox"/> 配偶者や扶養親族に収入はありましたか？	<input type="checkbox"/> 配偶者・親族の給与所得の源泉徴収票	
<input type="checkbox"/> 社会保険料を支払いましたか？	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の領収書・納付書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民年金基金の控除証明書	年末調整で控除を受けている場合は不要
<input type="checkbox"/> 生命保険料を支払いましたか？	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書（一般・介護・年金）	
<input type="checkbox"/> 地震保険料を支払いましたか？	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 (または旧長期損害保険料の控除証明書)	
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済の掛金を支払いましたか？	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除証明書	
<input type="checkbox"/> 医療費の支払いがありましたか？	<input type="checkbox"/> 医療費の領収書（医療機関別・薬局別に分類してください） <input type="checkbox"/> 保険金などで補填された金額のわかるもの	
<input type="checkbox"/> ふるさと納税、公共・公益的な寄附をしましたか？	<input type="checkbox"/> 寄附金や「ふるさと納税」の領収書・証明書等	
<input type="checkbox"/> 災害、盗難などによって損害が生じましたか？	<input type="checkbox"/> 罹災証明書、盗難証明書 <input type="checkbox"/> 損失額の明細書（自身で作成） <input type="checkbox"/> 災害の後片付け費用などの領収書 <input type="checkbox"/> 保険金などで補填される金額のわかる書類	
<input type="checkbox"/> 住宅を購入し、住宅ローン控除を受けますか？ (給与所得者は、2年目以降は年末調整のみ)	<input type="checkbox"/> 売買契約書、請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅ローンの残高証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	

*疑問点は、会計事務所にご確認ください。

地方自治体を応援する

ふるさと納税の使い道

財政難で苦しむ地方の自治体を支える狙いで2008年にスタートした「ふるさと納税」は、その特典ばかりが話題になっていますが、納税者が使い道を選択できる制度です。

■ふるさと納税は寄附で自治体を応援する制度

「ふるさと納税」は、自分が応援したい自治体に「寄附」をする制度です。寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額*まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます（控除には確定申告が必要）。*現行では住民税の約1割、来年度から2割に引き上げる方針。

■ふるさと納税の実績額（寄附控除の申告があった寄附金を集計）総務省

年	適用	寄附額	控除額
2008	3万3,149人	72億5,995万8,000円	18億9,166万9,000円
2009	3万3,104人	65億5,311万3,000円	18億5,457万7,000円
2010	3万3,458人	67億8,599万円	20億4,331万8,000円
2011	74万1,667人	649億1,490万1,000円	210億1,714万4,000円
2012	10万6,446人	130億1,127万8,000円	45億2,632万3,000円

*2011年は東日本大震災の被災県に多額のふるさと納税が行われた。

自然保護 伝統を守る
医療・福祉 文化・教育…
使い道はいろいろ



■自治体によって寄附金の使い道はいろいろ

寄附金額に応じた「特典」や「特産品」ばかりが目立ちがちですが、本来は寄附であり「使い道」が重要です。自治体によって寄附金の使い道はいろいろで、多くは寄附者が使い道を指定できます。

北 海道東川町「オリンピック選手育成事業」旭岳の麓にあるクロスカントリーコースはノルディックの聖地。これらの選手を育成するためのコースの整備事業に充てられる。



茨 城県利根町「いつでも保育事業」就学前の児童の保護者が疾病、災害、冠婚葬祭などの理由で保育ができないうとき、児童を預かる事業に充てられる。



兵 庫県姫路市「姫路城大天守保存修理事業」"昭和の大修理"以来となる本格的な保存修理・城跡の整備などに充てられる。



【今月のことば】 リスクを取る経営こそ革新の源泉だ コリン・アングル(アイロボット社CEO)

アイロボット (iRobot)社は、軍事・産業用から家庭用までのロボットを開発する企業。日本では、ロボット掃除機「ルンバ」や事故直後の福島原発建屋内に投入された「バックボット」などで知られる。1990年の創業から97年までは、顧客からの様々な依頼でロボットをつくっていたが、98年に家庭用や軍事用というロボットビジネスの方向性を見いだす。その後、5年間は赤字続きであったが、コリン氏には、今後、成長を続けるロボット産業の核になるのは、家庭用と軍事用との確信があったという。ただ、これからの未来は、人々の生活を便利にするロボットの時代ともいう。